

東京高等裁判所令和8年（ラク）第232号

抗告人 世界平和統一家庭連合

相手方 文部科学大臣 松本洋平

特別抗告主張書面(1)

令和8年4月10日

最高裁判所 御中

抗告人代理人弁護士	福本修也
同	中山達樹
同	堀川敦
同	山地博貴

本主張書面では、特別抗告理由書「第4の3(2)」で主張した原決定が教義解釈に踏み込んだことの違憲性及び同「第6」で主張した公正な裁判を受ける権利の侵害について、主張の補充を行う。

目 次

第 1	原決定による教義解釈の違憲	3
1	裁判所が宗教教義に踏み込むことは憲法上許されない	3
2	原決定が行った抗告人の教義の恣意的解釈（違憲）	5
(1)	万物復帰	5
(2)	エバ国家	6
(3)	先祖解怨	10
(4)	原決定の教義解釈は宗教教義に対する不当な干渉・介入	17
3	違憲な教義解釈をもとにした不当な推認	18
4	教義解釈に踏み込んだ原決定に対する国内外の批判	24
第 2	公正な裁判を受ける権利の侵害	30
1	総説	30
2	原決定の著しく不公正な判断姿勢	30
(1)	民事事件の背後にある拉致監禁・棄教強要事件の無視	30
(2)	文部科学省が行った虚偽証拠捏造行為の隠蔽	32
(3)	明らかに不合理・恣意的な判断	35
ア	甲 F 9 5 号証（●●●事件）	35
イ	甲 G 8 4 4 号証（●●事件）	36
ウ	全く理由にならない証拠評価	40
3	裁判所から差別的扱いを受けた当事者の無力感・絶望感	42
4	補足	42

第1 原決定による教義解釈の違憲

1 裁判所が宗教教義に踏み込むことは憲法上許されない

最判昭和56年4月7日・民集35巻3号443頁（『板まんだら事件』）は、「本件訴訟は、具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の形式をとっており、その結果信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断は請求の当否を決するについての前提問題であるにとどまるものとされてはいるが、本件訴訟の帰すを左右する必要不可欠のものと認められ、また、記録にあらわれた本件訴訟の経過に徴すると、本件訴訟の争点及び当事者の主張立証も右の判断に関するものがその核心となつていと認められることからすれば、結局本件訴訟は、その実質において法令の適用による終局的な解決の不可能なものであつて、裁判所法三条にいう法律上の争訟にあたらぬものといわなければならない。」と判示し、また、最判昭和55年1月11日民集34巻1号1頁（『種徳寺事件』）は、「被上告人種徳寺の上告人に対する右不動産等引渡請求事件は、種徳寺の住職たる地位にあつた上告人がその包括団体である曹洞宗の管長によつて右住職たる地位を罷免されたことにより右事件第一審判決別紙物件目録記載の土地、建物及び動産に対する占有権原を喪失したことを理由として、所有権に基づき右各物件の引渡を求めるものであるから、上告人が住職たる地位を有するか否かは、右事件における被上告人種徳寺の請求の当否を判断するについてその前提問題となるものであるところ、住職たる地位それ自体は宗教上の地位にすぎないからその存否自体の確認を求めることが許されないことは前記のとおりであるが、他に具体的な権利又は法律関係をめぐる紛争があり、その当否を判定する前提問題として特定人につき住職たる地位の存否を判断する必要がある場合には、その判断の内容が宗教上の教義の解釈にわたるものであるような場合は格別、そうでない限り、その地位の存否、すなわち選任な

いし罷免の適否について、裁判所が審判権を有するものと解すべきであり、このように解することと住職たる地位の存否それ自体について確認の訴を許さないこととの間にはなんらの矛盾もないのである。」と判示する。これらの判例は、宗教教義の解釈に係る判断が「法律上の争訟」に馴染まない、あるいは、裁判所の審判権に服さないという枠組みで論じているが、その背後には、「**国家権力である裁判所が宗教教義の解釈に踏み込むことは、信教の自由及び政教分離原則（憲法20条）に照らして許容されない**」という憲法上の原則がある。このことは、伊藤眞名古屋大学助教授（当時）が、上記後者の最高裁判決に対する判例解説（ジュリスト・昭和55年重要判例解説「住職たる地位の存否確認についての裁判所の審判権限」139頁～142頁）において、「**事実についての審判権の範囲**」という項目で、「**判決理由中であれば、宗教的地位に関する如何なる事実も裁判所の判断に服するわけではない。裁判所の審判権の範囲は、裁判所の拘束力の範囲とは直接の関係を持つものではないからである。たとえ、判決理由中であっても、ある宗教の内的信仰や内部規律そのものについて裁判所が判断を加えれば、宗教の自律性を侵害することになる。・・・まず、宗教の教義そのものに属する事項（たとえば、本尊の真否など）については、審判権は及ばない。**」と解説しているところからも明らかである。

そして、最決平成8年1月30日民集50巻1号199頁（『オウム真理教解散命令事件』）が、「このような観点から本件解散命令について見ると、法八一条に規定する宗教法人の解散命令の制度は、前記のように、**専ら宗教法人の世俗的側面を対象とし、かつ、専ら世俗的目的によるものであって、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容かいする意図によるものではなく、その制度の目的も合理的である**ということができ

る。」と述べていることからすれば、**宗教法人解散命令事件の解散事由の**

存否及び解散命令可否の判断において、裁判所が宗教教義に踏み込んで独自の解釈を施し、これを「判断理由」に取り込むことは、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容かいするものに外ならず、憲法20条に違反すると言わなければならない。

2 原決定が行った抗告人の教義の恣意的解釈（違憲）

(1) 万物復帰

原決定中には「教理」の文言が9回、「教義」の文言が46回、計55回も登場し、抗告人の教義である「万物復帰」が19回も出てくるが、「万物復帰」について次のような独自の教義解釈を行っている。すなわち、「抗告人の教義（「万物復帰」）の実践として、経済活動を行い、これにより得られた利益を全て神に捧げるよう求め、抗告人の信者も、抗告人の教義（「万物復帰」）の実践として、献金の勧誘や物品の販売を行っており」（36頁）、「抗告人の教義（「万物復帰」）の実践として、経済活動を行い、これにより得られた利益を全て神に捧げるよう求め……抗告人の信者も、抗告人の教義（「万物復帰」）の実践として、献金の勧誘や物品の販売を行っており」（45頁）、「『万物復帰』や『エバ国家』という抗告人の教義を踏まえて日本の信者が神に財産を捧げることや経済活動をすることの重要性を説く」（52頁）等々、原決定は「万物復帰」の教義を「信徒が経済活動を行い、これにより得られた利益を全て神に捧げる教義である」と解釈している。端的に言うと、「万物復帰とは経済活動である」と解釈しているのである。

しかしながら、「万物復帰」は「経済活動」を意味する概念ではない。抗告人の教義である「統一原理」は、神の創造理想を説いた「創造原理」、人間始祖が神に背いた動機と経路及び結果について論じた「墮落論」、神が墮落した人間を再び創造原理の理想に復帰して創造本然の世界を築いて行くための再創造摂理に関する「復帰原理」から構成され

る教えであるが、この教えは聖書と信仰に基礎を置く宗教上の教義である。「万物復帰」とは、「復帰原理」中の再創造摂理において、墮落により人間が失った万物に対する主管性（『創世記』第1章28節「地を従わせよ。また海の魚と、空の鳥と、地に動くすべての生き物とを治めよ。」）を復帰すること（取り戻すこと）を意味するものであり、その意義と教義の全体像を知らずに、一面的な世俗的解釈をもって「万物復帰」を単なる金儲けとしての経済活動と捉えることは、重大な誤りであり、これは宗教教義に対する侮辱でもある（資料10：太田朝久「東京高裁決定反論書（教理面から見た「高裁決定文」に対する反論）」1頁～10頁）。原決定（16頁～19頁）は、文鮮明師が語った言葉をモザイク的に引用し、上記万物復帰の教義解釈を正当化しようとしているが、同師が単なる金儲けという意味でそれらの言葉を述べているものではないことは、原告人の教義を理解し、同師及び韓鶴子総裁が、世界的規模の宣教活動、平和活動、慈善活動、教育活動等に惜しみなく資金を投じてきた事実（乙E1～241）を知る者であれば、誰でも容易に分かることである（前掲資料10：8頁～10頁）。

原決定を読めば明らかな通り、「万物復帰」をもって世俗的金儲けと定義する上記歪んだ教義解釈が、同決定全体に及ぶ悪意の推論の起点となっている。

(2) エバ国家

原決定文中には、「エバ国家」という文言が計12回登場し、その内訳は、「『万物復帰』等の原告人の教義」という項目で6回（15頁～16頁）、「古田元男の代表取締役就任後の活動及び原告人との関係」という項目で2回（21頁）、「原告人が信者らに対して献金や物品の購入の勧誘を指示した目的」の項目で1回（48頁）、「連絡協議会に

ついて」の項目で2回（52頁）、「**原告人の幹部が韓鶴子からの過度な活動資金の抛出の要求を拒絶する意思も能力も有していないことがわかれること**」の項目で1回（150頁）である。すなわち、**原決定は、「エバ国家」という教義概念を説明するときに、「万物復帰」、ハッピーワールド代表取締役古田元男の活動、献金や物品の購入などの箇所に紐付けて用いているのである。**

原決定（15頁～）は、「(1)『万物復帰』等の原告人の教義」との項目で、「ア『万物復帰』」「イ『エバ国家』又は『母の国』」について述べているが、そこに**文鮮明師のメッセージ集『神様の祖国解産完成』から、次の一部分だけを切り出して引用している。**

日本がエバ国家として果たすべき使命とは何でしょうか。いくら何と言っても服従するところに勝利があるのです。完全に服従すれば完全に征服します。100パーセント占領されれば、100パーセント勝利するのです。

上記メッセージは、**文師が1965年9月30日（前年に原告人が創立され、当時、海外送金をしていない）に日本の使命について語ったもので、「世界宣教」について語る文脈（伝道集会を行うことなどについて具体的に述べている）の中で語られたものである。同文脈で上記メッセージを誤解がないように補足すれば、**

日本がエバ国家として（世界的に）果たすべき使命とは何でしょうか。いくら何と言っても（神様の前に）服従するところに（世界宣教の）勝利があるのです。完全に（神様の前に）服従すれば、完全に（真の愛で）征服します。100パーセント（神様に）占領されれば、100パーセント（世界宣教を）勝利するのです。
となる。

上記メッセージ集の題名にある「**解産**」とは韓国語で「**出産**」を意

味する言葉であり、日本が世界宣教の使命を果たすことによって、世界の国々を「子女の国」として生み変える（出産する）ことを意味する概念として教団内では語られている。このように、日本が宣教・伝道を勝利するための信仰的心構えについて語られたメッセージを集めたものが上記『神様の祖国解産完成』の書籍なのである。

ところが、原決定は、上記趣旨で編集された書籍であることを知らずにその一部だけを切り取り、悪意をもって曲解し、「万物復帰」という項目で引用しているのである。すなわち、原決定は、「(イ) 原告人の信者は、日本は『エバ国家』、韓国は『アダム国家』であり、『エバ国家』である日本には、伝道活動と経済活動に全力を尽くす使命があると教えられていた」（16頁）、「『万物復帰』や『エバ国家』という原告人の教義を踏まえて、日本の信者が神に財産を捧げることや経済活動をすることの重要性を説く」（52頁）、「『エバ国家』又は『母の国』である日本の信者らが無理をしてでも世界の国々のために経済的援助をすべきであるとする考え方の下……原告人の献金収入から韓国家庭連合の資金を含む自らの活動資金を拠出するよう強く要求する姿勢を維持している」（150頁）などと断定する。すなわち、日本が韓国に対して、「韓国は『アダム国家』であり、『エバ国家』である日本（は）……経済活動に全力を尽くす使命がある」、「『エバ国家』という原告人の教義を踏まえて、日本の信者が……経済活動をすることの重要性を説く」、「『エバ国家』又は『母の国』である日本（には）……韓国家庭連合の資金を含む自らの活動資金を拠出するよう強く要求」と解釈しているのである。

しかしながら、上記は酷く歪められ誤った解釈である。原告人においては、かつて韓国を「アダム国家」、今は「父の国」と呼び、日本を「エバ国家」、今は「母の国」と呼んでいる。「アダム国家」「エバ国家」

と言うとき、世界の他の国々は「天使長国家」であり、世界宣教によって「天使長国家」を「子女の国」として生み変えたとき、韓国と日本は「父の国」「母の国」になるとされている。この「父の国」「母の国」の関係性において、父と母は対等な関係であり、どちらが上で、どちらが下ということはない。「アダム国家」「父の国」とは、真の父母から出てくる真理、すなわち「統一原理」「勝共理論」「統一思想」など、世界が向かうべき指針（真理）を示して、理想世界を築くための教えを打ち出す国ということであり、「エバ国家」「母の国」とは、その教えをもって宣教し、「子女の国」を保護し教育して、やがてその国が自立できるように助ける使命をもつ国なのである。つまり、日本は世界平和の実現のため、先進国家が自国優先主義を脱却し、発展途上国が自立できるように教育（技術力の移転など）することで、経済格差を是正し、世界を平準化する天的な使命をも持っているということである。実際、日本人の宣教師や、国際祝福を受けた日本人女性、および抗告人の友好団体 NGO の日本人女性が世界へ出て行き、世界の国や地域に尽くしており、「こんなところにまで家庭連合の人がいるのか」と驚かれたりするほどである。そして、国境、宗教、人種、民族、文化の壁を超えて尽くし、貧しい国や地域には、職業訓練所をつくり、医療面で困窮していれば、救急車を寄贈し、医療奉仕団を送って支援している。さらに、学校をつくり、その国の未来を担う人材の育成に取り組み、井戸を掘り、農業や漁業を教えて復興支援も行って（乙 E 1～7）。これは、日本が「母の国」の使命をもって世界の国々を育み、守っていく取り組みをしているためなのである。それが「母の国」という意味であり、原決定が述べるような、韓国に対して「経済活動に全力を尽くす使命がある」、また「経済活動をすることの重要性を説く」、「韓国家庭連合の資金を……抛出するよう強く要求」

するというものではない。「エバ国家」「母の国」という概念について、韓鶴子総裁は、その自叙伝に「母親は子供のためならば、すべてを惜しまずに捧げます。子供の世話をするために、母親が夜を明かすこともあるように、日本は全世界のために……母の国として、世界のために献身（しなさい）」と語っている。すなわち、「エバ国家」「母の国」とは、「子女の国」を保護し教育して、やがては自立できるように助ける使命を持つ国であるとされているのである（前掲資料10：13頁～16頁）。

以上の通り、原決定は「エバ国家」ないし「母の国」という教義上の概念について著しく歪んだ誤った解釈をしているものであるが（前掲資料10：10頁～16頁）、この歪んだ解釈がその後に悪意の推認を行う重要な論拠にされているのである（後記「3 違憲な教義解釈をもとにした不当な推認」）。

(3) 先祖解怨

原決定文中、抗告人の宗教儀式である「先祖解怨」という言葉が59回も出てくる。原決定は、「先祖解怨」に関連して、抗告人では「因縁トーク」なるものを用いることで不安をあおっているとし、次のように述べる。「先祖の因縁により、自身はもとより、家族、子孫等が重大な不利益を被る事態が生ずるなどと告げて不安をあおり（因縁トーク）、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、当該事態を免れるためには、献金又は物品購入をし、先祖の因縁を払拭しなければならない旨告げて、これに応じさせる」（7頁）、「因縁トーク ア①過去及び現在において、対象者やその親族に悩み・不幸・苦しみが発生したことや発生していることは、先祖の悪行や罪等に原因（因縁）がある旨、②先祖の悪行や罪等が原因（因縁）となって、将来、対象者やその親族に悩み・不幸・苦しみが発生する可能性がある旨、あるいは、

③先祖や亡くなった対象者の親族が霊界や地獄で苦しんでいる旨を告げるとともに、イ①現在の悩み・不幸・苦しみを解消し、②将来の悩み・不幸・苦しみを避け、あるいは、③先祖や亡くなった対象者の親族を霊界や地獄の苦しみから解放するためには、一定の行為をする必要がある旨を告げ、その不安をあおった上で、当該行為を勧誘する手法」(32頁～33頁)、「セミナー等において、先祖の因縁、自己の罪深さ、地獄や霊界の存在等を教え込みつつ、抗告人の教義に基づく活動をしなければ、あるいは、抗告人の教義から離脱すれば、対象者やその親族が現世又は地獄や霊界において苦しむことになるなどと害悪を告知して不安をあおったりする方法」(35頁)等々。原決定は、抗告人においては、「先祖の因縁」を語ることで「不安をあおり(因縁トーク)……不安を抱いていることに乗じて……献金又は物品購入をし、先祖の因縁を払拭しなければならない旨告げて、これに応じさせ」、「先祖や亡くなった対象者の親族が霊界や地獄で苦しんでいる旨を告げる」ことによって「不安をあおった上で、(献金、伝道等の)当該行為を勧誘する手法」を用いているというのである。

しかしながら、抗告人は原決定が述べるような、「先祖の因縁」を語って不安を抱かせ、それに乗じて献金を捧げさせたりすることを推奨しておらず、コンプライアンス宣言以降においては、信徒らに対して厳にこれを禁止して指導を徹底してきた。そもそも、自ら感謝する思いがない者は、仮に害悪を告知され、不安をあおられて献金を勧められたとしても、献金を捧げたいとは思わない。「人の魂は恐怖や不安では復活し得ないし、人は救いを感じることはない」というのは、全ての宗教について言える普遍の真理である。

ところが、原決定(127頁～128頁)は、「先祖解怨」を「因縁トーク」と関連させ、

先祖解怨の儀式が行われるとされている韓国の「天宙清平修鍊苑」(現・H J天宙天寶修練苑)が平成24年9月1日に発行した「先祖解怨・祝福受付ガイドブック」第7版や抗告人が平成30年8月1日に発行した「先祖解怨と孝情奉獻書の恩恵」と題する書籍には、子孫の不幸(病気、事故、家族の不和・不倫・離婚、子供の非行、経済的な問題)の原因(因縁)は、地獄で苦しんでいる先祖にあり、先祖を地獄の苦しみから解放して天国に引き上げる「先祖解怨」を行うことが、子孫の幸福につながるとの趣旨の記載があるところ(認定事実②-2(3)ア(イ)、(ウ))、これは、**因縁トークの内容と酷似しているといえる。(中略)**

先祖解怨感謝献金についてみると、上記のとおり、「先祖解怨」には、先祖解怨感謝献金を完納することが必要であるとされており、しかも求められる献金の額は、信者の経済的状態にかかわらず一定であり、かつ、高額である(認定事実②-2(3)ア(イ))。したがって、対象者に対し、上記記載の内容を伝えてその不安を**あおり、「先祖解怨」の完了を求めることは、不相当献金等勧誘行為等になりかねない危険を内包しているというべきである。**

として、抗告人の宗教儀式である「先祖解怨」それ自体が**不法行為を構成する不相当献金等勧誘行為等に当たるといわんばかりの決めつけ**をしているのである。

文鮮明師は、「先祖解怨」について、「**皆さんが解怨成就の基準をいかに整備し、幸福にするかということが問題です。そのことを皆さんがすべてしなければなりません。神様を先に喜ばせなければならぬのであって……先祖たちと共に神様が喜ばば、千代、万代が行っている霊界全体が喜ぶことができます。一つの体と同じです。……統一教会に霊界解怨式というものがあります。先祖解怨式があり、次に先祖**

祝福式があります。統一教会の信徒たちが、祝福を受けた家庭たちが……霊界に行っている自分の兄、弟、母、叔母、すべてを祝福してあげてこそ、天の家庭として神様に代わって侍ることができるのです」(天一国経典『天聖經』800頁)、「**真の父母は全体の希望の象徴です。……歴史時代の先祖たちは、何を願うのでしょうか。……真の父母と出会うことを願います。言い換えれば、真の父母と永遠に相まみえようとするのです**」(同170頁)、「**先祖や祖父、祖母に孝行するのは、霊界からの教育を受けるためであることを知らなければなりません。愛を中心として、これらすべてのものが連結されます。……私たちは、愛を中心として霊界の千万代の先祖までも尋ねて、行き来し、遠い子孫までも通じるのです。それが、霊界の組織であり、宇宙の組織になるということです**」(『平和経』671頁)と語っている。これらメッセージにあるように、感謝、喜び、希望の心を持って「先祖解怨」をなし、信仰をしているのが抗告人信者らの真実の姿なのである。すなわち、先祖に対する供養の心、思いやりの心、敬う心を持ってそれを行っているのであって、脅迫や崇り、恐怖心から「先祖解怨」を行っているのではない。むしろ、その逆であり、神や先祖との良きつながりの中で、喜びの思いを持って「先祖解怨」をしている。「先祖解怨」という概念は、その文字から連想されるような怨みや呪いを解くという意味ではない。むしろ先祖を尊び、敬い、愛する心を持って行っているものである(前掲資料10:16頁～21頁)。このように、「先祖解怨」に関する原決定の決めつけは、前提となる教義解釈を悪意に歪曲するものであり、憲法に違反する。

一審で証人尋問を実施した元信者●●●●は、信仰していた当時、先祖の因縁や地獄の恐怖から先祖解怨等を行ったものではなく、離婚した夫の家系の先祖解怨にも懸命に取り組み、それら儀式に要する献

金を100%納得して納め、知的障害を抱える弟が霊人と受けた霊肉祝福についてはその恩恵に非常に感謝をし、今でも良かったと思っている旨証言している（●●証人調書16頁下から2行目～24頁9行目、●●●●●証人調書4頁7行目～8頁下から7行目、乙I第2号証の3「●●陳述書」5頁7行目～16行目、同頁下から4行目～2行目、同添付資料3、乙I第2号証の5「●●陳述書」添付資料3）。また、同様に一審で証人尋問を実施した元信者●●●●●においては、他の信徒が語る先祖解怨・先祖祝福による恩恵の証しを聞いて希望を持って取り組み、離婚した夫の家系の先祖解怨をも希望して準備していたこと、安倍晋三元首相銃撃事件後の報道に接して不信に陥り、献金の一部返還を個人的に求めた際には、「先祖解怨とかについてはもう納得しているので、それは返してもらわなくていい」と言っていたことが明らかになっている（●●証人調書21頁8行目～10行目、22頁2行目～10行目、●●証人調書6頁8行目～8頁5行目、8頁下から5行目～10頁末行、乙I第83号証の1「●●陳述書」24頁下から10行目～25頁10行目、乙I第83号証の2「●●陳述書」6頁下から2行目～7頁13行目、乙I第83号証の5「●●陳述書」5頁2行目～11行目、乙I第83号証の6「LINEトーク履歴」14頁～16頁）。しかるに、原決定は、これら本件事件法廷で明らかにされた元信者らの先祖解怨・先祖祝福・霊肉祝福に対する受け止めの真実を完全に無視した。

さらに、現役信者らが自らの意思で先祖解怨等に臨んだ数多くの証言や恩恵の証しが証拠として提出されているところ(乙J11:3頁、乙J12:6頁、乙J17:5頁～6頁、乙J35:4頁、乙J41:5頁～6頁、乙J53:2頁～3頁、乙J56:6頁、乙J64:5頁～6頁、乙J73:12頁～13頁、乙J87:6頁、乙J11

4：4頁～5頁、乙J116：3頁、乙J118：4頁)、ある婦人はその恩恵を次のように証しをする(乙J87：6頁)。

子供の問題(代理人注：引きこもり)が勃発した時に、主人に「私ひとりでは何もできないし、どうする事もできない。父さん(主人)と私、夫婦が本当に一つになって、子供たちを抱きかかえていかないと、どうにもならないと思う。父さんお願いします。夫婦と一緒に、何とか子供たちと向きあい、頑張っていきたいので、一緒に協力して下さい。」と必死でお願いしました。主人も「わかってる。すべては親の責任だ。」と言ってくれて、すべてを受けとめてくれていることに感謝でした。子供のことを通して、私たち夫婦が本当に心からの深い親の心情で一つになることができました。すべては、文鮮明総裁・韓鶴子総裁ご夫妻のみ言のおかげであり、教会の学びのおかげです。2年間、いろいろな事がありましたが、夫婦の心情が一致して取り組むことができるようになってから、次男も少しずつ変化してきました。先祖解怨・先祖祝福も頑張って取り組む中で、うす皮を1枚1枚はがすように、次男も落ち着いてきました。そして、何とか高校入試も受けることができ、1年間遅れで高校にも通う事ができるようになりました。そして大学にも通い、無事に卒業することができました。

引きこもりの2年間を思うと、本当に奇跡です。文鮮明先生のみ言に「振り返れば、すべてが神様の愛であった。」という言葉がありますが、そのみ言が胸に響き、涙があふれました。心から感謝です。

正に、上記●●や●●は、このような周囲の信者が語る恩恵の証しを聞いて希望を持ち、自ら進んで先祖解怨等に臨み、離婚した夫の家系の解怨までもやろうとしたのである。先祖解怨、先祖祝福あるいは霊

肉祝福を受けるか否かは信徒各人の自由意思に委ねられ、希望する者が各自申込み手続を行って参加しているのが実情であり、他人から強制されることは一切ない。しかし、原決定は、これら元信者及び現役信者が語る真実を全て無視し、悪意の解釈による決めつけにより「先祖解怨」を貶めたのである。

上記植木、永石及び現役信者と民事裁判で先祖解怨献金につき不法行為が認められた元信者との間の相違は一体何なのか、そこに客観的で明確な境界線を引くことができるのか、甚だ疑問である。甲E19号証の事件の東京高裁判決は、「先祖解怨献金」については、「(抗告人の信者らが)先祖解怨の話を持ち出し、献金をしなければ地獄に行った先祖を解放することはできず、先祖を解放することで地上にいる者も救われるなどと述べ」たことや「先祖の因縁をはらって先祖を救うのが1審原告の使命であるなどと述べ」たことについて、「上記話は、いずれも1審被告統一協会の教義(先祖解怨)の説明や地獄等の話の域を出ないものであって、他に1審被告らが1審原告に対して更に具体的な害悪の告知をしたり、心理的な圧力をかけたりした事実を認めるに足りる的確な証拠はない。」として、不法行為を否定している(同証28頁15行目～21行目、29頁14行目～30頁1行目)。これまで繰り返し指摘してきたところであるが、「社会的相当性」の概念が不明確であるため、担当裁判官の主観によって判断がバラバラに分かれてきたのである。

以上、悪意の教義解釈に基づき「先祖解怨」が不法行為を構成する不相当献金等勧誘行為等に当たるといわんばかりの原決定の決めつけがいかに不当であるかは、事実と証拠に照らして見ても明らかであるが、この決めつけが後で悪意の推認の論拠として利用されるのである(後記3)。

(4) 原決定の教義解釈は宗教教義に対する不当な干渉・介入

上記(1)～(3)の通り、原決定が行った歪んだ教義解釈は誤りであって裁判所がかかる解釈を行うこと自体が憲法に違反するものであるが、ここにおいて特に指摘しておかねばならないことは、これが単なる裁判所の過失や勇み足ではなく、故意によるものであることである。すなわち、一審及び原審において、文部科学省が全国靈感商法対策弁護士連絡会から学んだ受け売りの万物復帰等の教義解釈を主張したのに対し、抗告人が反論・反証を行っていたにもかかわらず（一審主張書面(1)52頁～53頁、抗告人主張書面(8)14頁～15頁、乙I97、乙I105、乙C31の2、3）、原審は、この対立する教義論争に敢えて踏み込んで分け入り、抗告人の解釈・主張を排斥し、文科省側の解釈・主張を一方的かつ全面的に採用したのである。これは、**国家権力による宗教教義に対する不当な干渉・介入以外の何ものでもない。**

この点について、著名な宗教社会学者・弁護士であるマッシモ・イントロヴィーニエ氏は、国際的人権擁護サイト「Bitter Winter」に2026年3月26日付け（日本語版は翌27日付）で掲載した「統一教会に対する決定 1. 教会の歪んだ描写－裁判所は、文鮮明師によって創設された運動の進学および実践について、選択的な引用と敵対的な情報源に基づいて再構成した－」（資料14の1）という記事の中で、次のように指摘している。

第1のテーマは、統一教会に関する戯画的な歪んだ描写である。宗教学者であれば、宗教団体の歴史・神学・実践を再構成することが、特にその団体が比較的新しく、なお発展途上にある場合には、いかに困難な作業であるかをよく理解している。この種の再構成は、依拠する情報源の質に大きく左右される。**東京高裁による教会**

の描写は、日本の反カルト系研究者による説明や、日本における主要な反統一教会団体である「全国霊感商法対策弁護士連絡会」（全国弁連）が行ってきた、教会文書の悪意的かつ選択的な引用と驚くほど類似しており、全国弁連の見解が繰り返し引用されている。統一教会については、アイリーン・バーカー (Eileen Barker)、ジョージ・クリサイデス (George Chryssides)、デイヴィッド・ブロムリー (David Bromley) をはじめとする、多くの国際的研究者によって研究が蓄積されているが、こうした研究は都合よく無視されている。

3 違憲な教義解釈をもとにした不当な推認

原決定が行った上記違憲な教義解釈ではあるが、それが解散命令の判断に直接影響をしないのであればまだしも、特別抗告理由書「第4の3(2)」で指摘した通り、原決定においては、この教義解釈を根拠にして不当な事実の推認を行った結果、抗告人に解散を命じたものであるから、看過することはできない。

抗告人に対して解散命令を出す上での最大の障害は、コンプライアンス宣言後、特に本件解散命令申立時に近い時期に発生した不法行為を構成する具体的行為事実の特定・認定ができないことにある（確定民事判決は10年以上前の事案に係る2件3名のみ）。最近の不法行為事案が認められなければ、解散命令を出す必要性がないからである。この点、一審決定においては、和解・示談から十把一絡げに抽象的に不法行為を推測認定したが、これが裁判の基本構造を逸脱し、証拠裁判主義・自由心証主義に反するものであるとの抗告人による批判（即時抗告理由書「第3」、抗告人主張書面(7)）を受けたため、原審において何とかその批判を回避しようとしたのが、下記誤魔化し的事实認定（許可抗告理由書「第3」参照）である。

原決定は、「第3 認定事実②」の中に「(3) 平成22年以降に抗告人の信者らにより不相当献金等勧誘行為等が行われた可能性が否定できない事案」(113頁～)との項目を設け、コンプライアンス宣言後の献金出捐を含む和解・示談案件を別表3-1、2及び同4で引用し、「これらの事案については、平成22年以降に不相当献金等勧誘行為等が行われ、かつ、抗告人に使用者責任が成立すると確実に認定することはできないものの、その可能性を否定することもできない。」と述べ、不法行為を構成する事実の認定ができないと認め、具体的行為事実の特定すらできなかった。原決定は、そう言いながらも、「(4) 小括」においては、認定の対象を不法行為ないし不相当献金等勧誘行為等ではなく、「**不相当献金等勧誘行為等が成立する可能性が否定できない事案があるということ**」をもって認定事実とした(124頁)。これは法的評価(不相当献金等勧誘行為の該当性)を前提として伴うものであり、具体的行為事実の特定もないのに法的評価ができるはずがなく(資料3の1、2参照)、果たしてこれが事実認定と言えるのか甚だ疑問である。

しかし、それ以上に問題なのはその次の段階である。原決定は、「第4 認定事実②を踏まえた検討」(124頁～)に入ると、コンプライアンス宣言の実効性を否定する諸々の評価の中で、

先祖解怨感謝献金についてみると、上記のとおり、「先祖解怨」には、先祖解怨感謝献金を完納することが必要であるとされており、しかも求められる献金の額は、信者の経済的状态にかかわらず一定であり、かつ、高額である(認定事実②-2(3) ア(イ))。したがって、対象者に対し、上記記載の内容を伝えてその不安をあおり、「先祖解怨」の完了を求めることは、不相当献金等勧誘行為等になりかねない危険を内包しているというべきである。以上のとおり、抗告人は、コンプライアンス宣言後、全国の教会指導者に対し、因縁トークに

よる献金の勧誘を禁止しつつ、上記事務連絡文書により「先祖解怨」の完了を信者らに働きかけるよう求めているのであって、**抗告人の後者の行為は、不相当献金等勧誘行為等になりかねない危険を内包していることを考慮すれば、上記ア②の対策の実効性を減殺する行為であるというべきである。このことは、そもそも、抗告人において因縁トークによる献金の勧誘の禁止を徹底する意思があったのか自体に疑いを生じさせるものといわざるを得ない。**

と指摘し（128頁）、上記（2(3)）先祖解怨に関する憲法違反の教義解釈を主要な根拠として、コンプライアンス宣言の実効性を否定しているのである。

その上で、原決定（139頁～140頁）は、次の通りの事実認定を行っている。

以上のとおり、①抗告人の信者らが、コンプライアンス宣言後も、抗告人から、社会通念上相当な範囲を逸脱しない方法・態様による勧誘では達成できないような献金収入の数値目標を達成するよう求められ、この要求に答えていたこと（上記ア）、②抗告人の信者らが、献金収入の数値目標を達成すべく献金の勧誘を行いつつ、民事訴訟等の件数を減少させることにより問題を顕在化させないようにしていたこと（上記イ）、③実際、コンプライアンス宣言後も、不法行為に該当する不相当献金等勧誘行為等が行われ、かつ、抗告人に使用者責任等が成立すると認められる事案や、その可能性が否定できない事案が発生していること（上記ウ）からすると、**抗告人の信者らは、コンプライアンス宣言後も、少なくとも本件銃撃事件が発生するまでの間、抗告人によって定められた献金収入の数値目標を達成するため、以下の(ア)や(イ)に該当し、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められる献金を勧誘する行為（以下「不**

相当献金勧誘行為」という。不相当献金勧誘行為は、概念上、不相当献金等勧誘行為等に含まれるものである。)を継続して行っていたものと認めるのが相当であり、この不相当献金勧誘行為は、不法行為に該当するというべきである。

(ア) 対象者の自由な意思を制限し、献金をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥らせた上で、献金を勧誘すること

(イ) 対象者又はその親族に不当な不利益を与え、あるいは、対象者又はその親族の生活の維持に支障が生じることになるような献金を勧誘すること

ここにおいて、原決定は、コンプライアンス宣言後から安倍元首相銃撃事件までの間、不法行為に該当する不相当献金勧誘行為が行われていたと断言するのである。具体的行為事実が特定・認定されてもいないのに、対象者の自由な意思を制限し、献金をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥らせた上で、献金を勧誘したのか((ア))、対象者又はその親族に不当な不利益を与え、あるいは、対象者又はその親族の生活の維持に支障が生じることになるような献金を勧誘したのか((イ))について、評価のしようがないはずである。先祖解怨の誤った教義解釈に基づく「コンプライアンス宣言に実効性がない」という評価から、いきなり上記断定的認定に及ぶ論理飛躍の不当性については、許可抗告理由書(資料1の1)でも指摘したところであるが、違憲な教義解釈が推認の論拠とされていることは、到底容認できるものではない。

さらに、原決定(149頁~152頁)は、

- ・本件銃撃事件後の令和5年6月、韓鶴子が、抗告人の幹部を集め、「日本という国が恵みを受けて経済大国になれたのは、天が祝福したから。天からの祝福を受けた者は、必ず恵みを施さなければなら

ない。」「日本の政治家たちは統一教会をどうするつもりなのか？
家庭連合を追い詰めているじゃないか。日本の政治はどうなると思
う？滅びるしかないだろう。政治家たちと岸田に教育を受けに来い
と伝えろ。わかった？」と発言した（発言①）

・令和5年7月3日、韓鶴子が、同年6月末の教団内部の集会で、
「日本は第二次世界大戦の戦犯国家で、罪を犯した国だ。賠償をし
ないといけない。」「日本の政治は滅ぶしかないだろう。」と発言して
いた（発言③）

・韓鶴子の上記①、③の発言は、文鮮明が、「エバ国家」又は「母の
国」である日本の信者らが無理をしてでも世界の国々のために経済
的援助をすべきであるとする考え方の下、抗告人の会長に対し、日
本からの金銭拠出が少ないことを叱責したこと（認定事実①－3(1)
イ、3(2)ウ）と軌を一にするものであり、韓鶴子が、本件銃撃事件
後もなお、抗告人に対し、抗告人の献金収入から韓国家庭連合の資
金を含む自らの活動資金を拠出するよう強く要求する姿勢を維持し
ていることを推認させる。

・韓鶴子の上記①、③の発言に対する抗告人の教会改革推進本部長
の上記②のコメントや抗告人の上記④の見解は、韓鶴子を擁護する
ものであり、抗告人の幹部が、韓鶴子からの過度な活動資金の拠出
の要求を拒絶する意思も能力も有していないことをうかがわせる。

とした上、

抗告人は、本件銃撃事件後、献金収入の予算額を減額する措置を執
ってはいるものの、数値目標緩和措置として実効性のある措置とい
えるのかどうか明らかではないのみならず、今後、再び、献金収
入の予算額を引き上げ、信者らに対し、社会通念上相当な範囲を逸
脱しない方法・態様による勧誘では達成できないような数値目標を

定めて献金の勧誘を行うよう求めるおそれがあると認められる。その場合、抗告人が本件銃撃事件後に執った抗告人の信者らが「過度な献金」を勧誘しないようにするための措置は、それだけでは実効性のある措置と評価することは困難であり、不相当献金等勧誘行為等防止措置としては不十分であることから、抗告人の信者らは、抗告人によって定められた数値目標を達成するため、不相当献金勧誘行為を行う可能性が高い。

として、将来に不相当献金勧誘行為が行われる可能性が高いと断定した。ここでも、原決定は、憲法に違反する教義解釈である「エバ国家」又は「母の国」である日本の信者らが無理をしてでも世界の国々のために経済的援助をすべきであるとする考え方を引用しており、到底許容できない。

以上指摘したところから明らかな通り、原決定は、万物復帰、エバ国家、母の国、先祖解怨という教義について悪意の解釈を行い、教祖らの言説の一部を意図的・選択的に切り取って悪意の解説を施し、「抗告人は、文鮮明及び韓鶴子の金儲けのために、日本の信者らに無理を強い、不法行為をさせてでも多額の献金をさせ続ける反日教団である」というレッテルを貼った。そして、これを根拠に、コンプライアンス宣言後も不法行為を継続し続けていて、将来においてもこれを行う可能性が高いと推認することで、コンプライアンス宣言後、特に本件解散命令申立時に近い時期に発生した不法行為を構成する具体的行為事実の特定・認定ができないという本件事件の最大の壁を強引にクリアさせようとしたのである。換言すれば、原決定は、教義解釈を論拠とする不当な事実の推認により、一審決定（教義解釈に触れず）が和解・示談から抽象的不法行為の認定を行った欠陥（「裁判の基本構造」からの逸脱。上記18頁参照）を補おうとしたのである。

もともと、原決定が行った悪意の教義解釈を論拠とする観念的で強引な推認は、最判平成7年3月7日民集49巻3号687頁(『泉佐野市民会館事件』)が示した「単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されること**が必要であると解するのが相当である。**」、「右事由の存在を肯認することができるのは、そのような事態の発生が許可権者の主観により予測されるだけではなく、客観的な事実^に照らして具体的に明らかに予測される場合でなければならない」という要件(明白かつ現在の危険)を充足するものではない(特別抗告理由書29頁)。

4 教義解釈に踏み込んだ原決定に対する国内外の批判

元信者でもある仲正昌樹金沢大学教授は、意見書(資料11)において、「高裁判決を読んで、私にとって驚きだったのは、裁判所が家庭連合の教義について独自の解釈を行い、それによって解散命令を正当化していることです。教義をどのように理解し、実践するかは本人たち以外に知り得ないのであるから、法はそこに踏み込まず、教義の評価については中立性を保つというのが近代法の大原則の**はずです。**」(12頁)と指摘し、原決定が行った教義解釈について次のように批判している(13頁～14頁)。

高裁の決定を見ると、肝心なところで教義を独自に、かなり悪意に解釈している箇所が多々見られます。例えば、「先祖解怨感謝献金についてみると、上記のとおり、『先祖解怨』には、先祖解怨感謝献金を完納することが必要とされており、しかも求められる献金の額は、信者の経済状態にかかわらず一定であり、かつ高額である(…)。したがって、対象者に対し、上記内容を伝えてその不安をあおり、『先祖解怨』の完了を求めることは、不相当献金等勧誘行為等になりかねない危険を内包しているというべきである」(高裁判決、一二八

頁)と、教義ゆえに高額献金の強制は不可避であるかのように述べ、これに関連する教団内部文書を示していますが(同、九九頁以下)、それらが実際に信者にどのように受けとめられたのか、そもそも個々の信者に対して強制力を持っていたのか、それはどの程度のものなのか検証した形跡はありません。裁判所は、教祖の名前で何かが推奨されたり、目標として呈示されたりすると、それが信者にとって逆らえない絶対的な命令になると考えているようですが、元信者の私からすると、信者の信仰の実体からかけ離れた不当な決めつけです。教義に関連した文書が、信者にとって具体的にどういう意味を持っているか検証することなく、これによって信者は〇〇するに違いないと決めつけるのは、専断的な教義の解釈に他なりません。裁判所は、教団が再び「不相当献金等勧誘行為」を行う根拠として、亡くなった教祖の夫人韓鶴子氏が、「日本という国が恵みを受けて経済大国になれたのは、天が祝福したから。天からの祝福を受けた者は、必ず恵みを施さなければならない」と発言したことを挙げていますが(同、一四九頁)、こうした教義の内容を含む抽象的な表現が個々の信者に対する献金の強制に直結すると考えるのは、飛躍にも程があります。裁判所は更に、「韓鶴子の上記①、③の発言は、文鮮明が、『エバ国家』又は『母の国』である日本の信者らが無理をしても世界の国々のために経済的援助をすべきであるとする考えの下、…」(同、一五〇頁)と、教義を持ち出して、献金の強制に必然性があると推測していますが、このような大雑把な教義の解釈で、数万人の信者がいる宗教団体の運命を決してしまうのはあまりにも乱暴で、信者たちの内心への不当な干渉としか思えません。

これは、元信者でもある社会思想史・社会哲学者としての率直な感想であるが、現役信者らも全く同様の思いを抱いている。抗告人の教理研

究院代表を務める太田朝久は、「東京高裁決定反論書（教理面から見た「高裁決定文」に対する反論）」（資料10）の冒頭で、次のように述べている。

2026年3月4日の「高裁決定文」は、世界平和統一家庭連合の教義内容に踏み込み、教義を勝手に解釈・断定した土台の上で書かれている。家庭連合に限らず、およそ宗教の教義は、信徒はおろか聖職者でさえも自己流の解釈を軽々しく行うことが許されない神聖な領域であり、正に宗教の核心部分である。この核心部分を酷く歪曲した「高裁決定文」を読んだ家庭連合信者らは、“このようなことを私たちは信じていない。とんでもなく曲解されていて心外であり、腹立たしい思いで一杯だ。教義をまともに学んだこともなく、真剣に宗教と向き合ったこともない裁判官に、私達が信じる教えについて勝手な解釈をする資格はない。”と酷く悔しい思いを抱いている。

「高裁決定文」は、家庭連合の教えである「万物復帰」や「先祖解怨」について歪んだ捉え方をし、この歪んだ教義解釈を主な理由として、不法行為が今後も継続すると強引に推測し、その防止のためには解散が必要不可欠であるとの結論を導き出している。この歪んだ教義解釈こそが解散命令の最大の根拠に据えられているのであるから、絶対に看過することはできない。世俗の裁判所がこのような教義の領域に土足で踏み込むようなことが許されてよいはずがない。

上記のような感想は、何も原告人の教義に触れたことのある者らの間に限定されるものではない。原決定を読んだ国内外の学者、法曹、政治家、言論人などの有識者は、裁判所が宗教教義解釈にまで踏み込み、これを理由に悪意の推論を重ねていることを驚きをもって受け止め、厳し

く批判しているのである（資料9の1：⑦、⑩、⑭、資料9の2：②、④、⑤、⑨、88、101、107、108、110、資料12の1、資料13、資料14の1、資料15の1、2、資料16の1、2）。例えば、文藝評論家小川榮太郎氏は、「旧統一教会 解散命令は司法の自殺だ」（資料12の1）の記事において、「だが、これらは教祖、教義、活動実体についての裁判所による主観的な評価である。近代司法はお白州ではない。違法性を認定することから逸脱して教義内容に踏み込んで解散を命令することは、政教分離原則への本質的な違反であり、宗教弾圧である。」「同教団の教義や実態については、まず第一に信者および関係者が評価、判断すべきものだ。もし、それが日本社会の公序良俗に著しく反する場合には、社会的な制裁がなされるのが順序であり、司法が主観的な判断に基づいて制裁するなどということは言語道断であろう。」（60頁～61頁）と批判する。さらに、前出マッシモ・イントロヴィーニエ氏は、前掲記事（資料14の1）において、原決定による「先祖解怨」の描写につき、次のように批判し、深刻な懸念を表明している。

さらに裁判所は、「先祖解怨」の儀式が単なる金儲けの手段にすぎないかのような印象を与えている。ここでも、同決定は神学の領域に危うく踏み込み、統一教会に「異端」というレッテルを貼ってきたプロテスタント系の反対者による、古くからの主張を是認しているように見える。カトリック教会は、人の魂は死後、天国・地獄・煉獄（れんごく）のいずれかに赴くと教えている。このうち煉獄とは、地獄に定められたわけではないものの、天国に入る前に浄化の期間を必要とする者たちが一時的にとどまる場である。そこは苦しみを伴う状態とされ、遺された者や友人が儀式（「死者のためのミサ」）や献金を通じてその苦しみを和らげることができると教えられている。こうした行為により、愛する故人の「贖宥状」が得られる

と同時に、行う者自身も功德や恩恵を受けるとされる。

16世紀には、こういった教義が形式的に説かれることもあった。子孫が捧げる献金の額が、亡くなった親族の魂が煉獄を出ることを許されるまでの期間に相当するとされた。こうした状況は、マルティン・ルターが贖宥状の教義のみならず、煉獄の存在、さらにはカトリック教会の神聖な権威そのものを否定する直接のきっかけとなった。こうして宗教改革が始まったのである。

カトリック教会は、16世紀の聖職者たちの行き過ぎた行為を否認しているものの、煉獄、贖宥状、そして死者のためのミサ（その際に献金が集められる）といった教義自体を現在も維持している。プロテスタントにとっては、非カトリックの宗教団体による、儀式や献金によって先祖が苦しみから解放されるといった言葉は、ルターの強い憤りを呼び起こした“カトリック的「異端」”を直ちに想起させる。韓国および日本においても、統一教会の「先祖解怨」は、プロテスタントの目には、彼らが激しく嫌ってきた贖宥状の教義への回帰のように映ったであろう。

こうした神学的論争は広く知られており、一定の関心を引くものである。しかし、それらは世俗の裁判所が扱う領域ではない。確かに、違法な献金の集め方が存在する場合には、裁判所がこれに異議を唱えることもあり得る。だが、先祖の因縁や死後の世界、あるいは先祖の霊的状态といった教義の正当性そのものを判断することは、裁判所にできることではない。

しかしながら、東京高裁の決定は、この境界線を何度も越えている。神学的概念を不正行為の証拠として扱い、宗教的用語を極めてシニカルに解釈し、さらには当運動に対して明らかに敵対的な情報源に大きく依拠している。その結果として生じたのは、長年にわた

る反カルト運動の影響を受けた、歪められた描写である。

もし裁判所が、献金を伴うという理由だけで宗教教義を疑わしいものとして扱い始めるならば、多くの主流宗教も同様に不利な立場に置かれるおそれがある。カトリックの死者のためのミサ、仏教の供養、神道の祭祀をはじめ、世界の宗教における数多くの儀礼は金銭的な抛出を伴っている。多額の献金を含むという理由だけで特定の宗教の信念を不当とみなすことは、いかなる立憲民主主義国においても決して許されるべきではない前例をつくることになる。

今回の東京高裁の決定は、正当な法的監督と宗教的信念への不当な介入との境界をめぐり、深刻な懸念を提起する。こうした懸念は、この決定によって薄らぐものではなく、日本にとどまらず国際的にも、今後長年にわたり信教の自由のあり方に影響を及ぼし続けるだろう。

原告人においては、原審原告人主張書面(4)「第1 本件の本質を理解するために」(資料2の3)で日本の宗教迫害史、神なきムラ社会、空気が支配する社会体質等の観点から、本件事件を多角的に分析したところであるが、そこで指摘した弊害がそのまま原決定に表れたことが残念でならない。宗教教義解釈という禁断の領域に踏み込んだ原決定を通し、立憲民主主義国家日本の司法に対する国民及び国際社会の信頼とともに、信教の自由のあり方そのものが世界的規模で問われているのである。これは、「国家が率先してテロリストの願望を叶える国」という一国の悪評(抗告理由書263頁～265頁、原告人最終主張書面(5))だけで済む問題ではない。

第2 公正な裁判を受ける権利の侵害

1 総説

原決定は、証拠裁判主義・自由心証主義に違反して「裁判の基本構造」を逸脱し、原告人の公正な裁判を受ける権利（憲法32条）を侵害するものであるが、それ以外にも「著しく不公正な裁判」であることを示す内容があるので、追加して主張する。

2 原決定の著しく不公正な判断姿勢

(1) 民事事件の背後にある拉致監禁・棄教強要事件の無視

原告人が被告とされた民事裁判及び訴外の損害賠償請求の背後に、元信者らの代理人を務める全国弁連及びこれと緊密に連携する脱会屋・反対牧師を首謀者とする原告人信者に対する拉致監禁・棄教強要事件が存在することについては、大量の証拠を提出し（乙B1の3、乙B2の1、乙B2の2の1、乙B2の5、乙Bの3、乙B7、乙C1、乙C23、乙C84の2、乙C153の7、8、乙C157、乙C162、乙F104、乙N全部）、強制脱会させられて「踏み絵」を踏まされた元信者の主張・供述に信用性がないこと、拉致監禁・棄教強要を背景に持つ民事事件を宗教法人解散命令の根拠とすることは問題であることについて主張書面（一審主張書面(2)、(3)、(8)、(10)、(12)、抗告理由書「第7」、抗告人主張書面(1)・(2)）で繰り返し主張してきた。**実に、民事判決原告のうち拉致監禁により脱会した者の割合は8割強に上るのである（資料20：文科省提出の元信者陳述書（甲H）中32件の原告人敗訴判決事件の原告117名に関し、判決書及び本人供述をもとに調査した結果、身体拘束下で脱会説得を受けたことが明らかかな者57名、拘束下で脱会説得を受けたことが強く推認される者33名、その可能性を否定できない者4名、合計94名で全体の8割強を占めることが確認されている）。**



旧統一教会信者
後藤徹氏

**12年5ヶ月間
監禁**

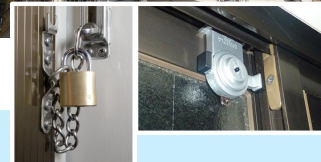
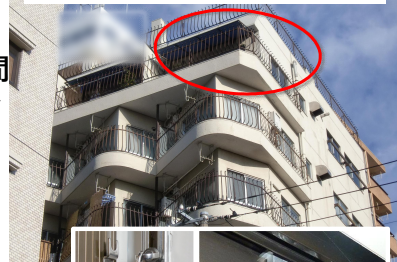
1995年～2008年
31歳～44歳

解放3日目の写真

(撮影：米本和広氏
/2008年2月13日)

【診断結果】
栄養失調、廃用性筋萎縮
全身筋力低下、貧血

実際に監禁されていた都内マンション8階



【民事裁判】

◎2014年11月13日

平成26年（ネ）第1143号 損害賠償請求控訴事件
全面勝訴判決 **12年5カ月間 拉致監禁が事実認定**

家族 2200万円 損害賠償命令

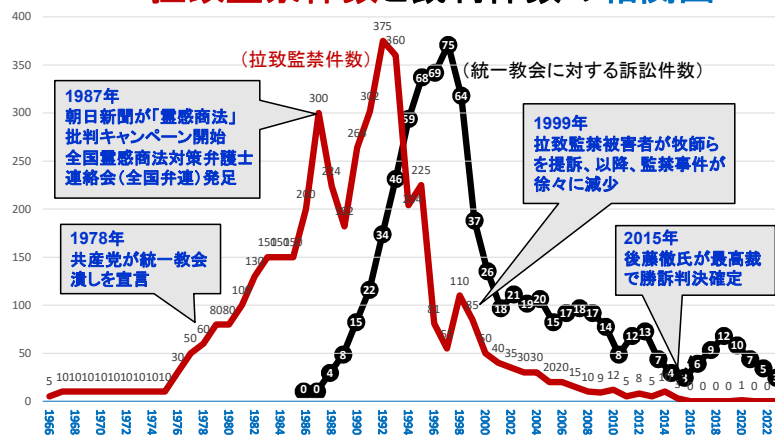
宮村峻氏（連帯1100万円）

松永堡智氏（連帯440万円）

監禁の教唆・幫助 不法行為認定

◎2015年9月29日 最高裁判所 上告棄却 控訴審判決 確定

拉致監禁件数と裁判件数の相関図



強制的に信仰を捨てさせられた（＝ディプロミング）背教者の供述が信用できないことについては、宗教社会学・心理学においては世界的な常識となっている（乙D26の1、2「専門家によるレポート(マッシモ・イントロヴィエ)」乙C15の2、3、乙C56の1「徳田幸雄意見書」、乙C56の2「宗教的回心研究」、乙A37「報告書(英国裁判のレポート)」)。しかるに、原決定（43頁～4

4頁)は、拉致監禁・棄教強要の事実を無視した。

拉致監禁・棄教強要という犯罪行為の果実である民事裁判等を宗教法人解散命令の根拠として用いることは、およそ公正な裁判とは言えない。

(2) 文部科学省が行った虚偽証拠捏造行為の隠蔽

文部科学省は、コンプライアンス宣言以降、とりわけ最近の不法行為事実が存在しないことから、本件解散命令申立てのために、和解・示談案件の元信者らを中心に新たな陳述書(甲H号証)を作成して不法行為事実を補強しようとした。この陳述書作成に当たり、同省が参考にしたのが全国弁連の手法であった。全国弁連は、これまで数々の虚偽主張及び証拠の偽造・捏造を行ってきた経歴があり(抗告人主張書面(1)「第2 全国弁連の主張が信用できないこと」、甲B8の1～7等)、その手法を真似た文科省においては、元信者が供述していない虚偽の内容(=抗告人を貶める内容)を意図的に盛り込む陳述書を組織的に作成していた。抗告人においては、これら陳述書の名義人である元信者と関わったことのある現役信者らに陳述書の内容を読んで貰って事実確認をしたところ、多くの者が「これは〇〇さん本人が書いたものとは思えない」という感想を述べた。そこで、抗告人は、陳述書名義人に関する客観的資料の収集及び現役信者からの事情聴取を行うことで、元信者名義の陳述書に対する反証・反論を行った(乙I号証、一審主張書面(5)・(7)・(10)、抗告理由書、抗告人主張書面(2)・(3))。一審の証人尋問では前出●●・●●の各証人尋問を行い、陳述書(甲H18、276)に書かれた悪質な虚偽を暴くことに成功し、他の2通の陳述書(甲H252、268)の名義人本人の告発によって、実に悪質な虚偽陳述書捏造の事実を明らかにした(一審主張書面(10)「第2」「第3」、一審最終主張書面)。虚偽捏造を完全に暴くことに成功し

たのは上記4名ではあるが、その余の陳述書（甲H号証）についても、客観的な証拠をもって虚偽を十分弾劾し得たものが相当数に上っている（勧誘時に統一教会と証されなかったと供述しているが、教会施設・伝道所に「世界基督教統一神霊協会（世界平和統一家庭連合）」の看板が掛かっていた証拠写真、本人署名の受講申込書に法人名及び教祖名が明記、献金したと主張する根拠資料の偽造判明など。抗告理由書74頁～82頁、84頁～91頁、103頁～106頁等）。これら虚偽捏造の指摘に対し、文科省が上記4名分を含め全く反論しなかったため、甲H号証全体の信用性は著しく低下した。そのため、一審は決定文中に甲H号証を一切引用せず、和解・示談からの抽象的な不法行為推測という奇手を用いる傍ら、虚偽陳述書の捏造事実については沈黙して無視・隠蔽した。原決定においても、やはり甲H号証を事実認定の証拠として引用しなかったが、陳述書（甲H号証）の虚偽捏造事実の指摘については一応触れざるを得ず、次のように述べる（120頁～121頁）。

相手方は、抗告人の信者らの不相当献金等勧誘行為等により被害を被ったと主張する者の陳述書（甲H号証）を証拠として提出するところ、**その中には、虚偽の事実を捏造して記載したものが存在すること（特に、甲H18、252、268、276）からすれば、和解等事案の原告や請求者の主張や供述についても信用できないとの趣旨の主張をする。**

しかしながら、和解等事案につき、原告や請求者、あるいは、これらの者を代理する弁護士の主張や供述に全く信用性がないのであれば、不法行為が成立する可能性もないはずであり、献金等の返還の請求に関する抗告人の従前の対応（上記1(5)ア(ア) b）を考慮すれば、不法行為が成立する可能性がないにもかかわらず、

抗告人が訴訟上の和解や訴訟外の示談に応じるとは考え難い。抗告人が訴訟上の和解や訴訟外の示談に応じてきたことについて、合理的な説明はされていないといわざるを得ない。

また、抗告人による上記(ア)の個別の主張立証を踏まえて検討しても、上記ア～ウの事案について、代理人弁護士や相手方が、原告や請求者本人が述べてもいない虚偽の事実を、本人が主張し供述した事実として主張立証しているものと認めることはできない（特に、別紙4の示談一覧表の対象者番号112番の事案〔甲G844〕については、上記(ア)で説示したとおりである。）。なお、**抗告人が特に信用性を強く争う陳述書（甲H18、252、268、276）の作成者は、別紙3-1の本件和解一覧表、別紙3-2のその他の和解一覧表、別紙4の本件示談一覧表のいずれの対象者にも含まれていない。**

すなわち、原決定は、あくまで陳述書虚偽捏造の事実を正面から認めようとせず、「4名は不法行為の対象となり得る事案から外したから、問題はない」として矮小化したのである。

本来、抗告人においては、甲H号証の名義人全員とは言わぬまでも相当人数に対する反対尋問権を保障されてしかるべきであったが、裁判所は職権により抗告人の反対尋問の機会を著しく制限した。それでも、抗告人は、限られた反対尋問の機会を生かして元信者証人2名中2名の虚偽暴露に成功し、また、陳述書名義人本人2名の告発による虚偽暴露の幸運を得たのである。**反証機会を制限された抗告人が、文科省による陳述書虚偽捏造事実の指摘をもって主張せんとしたのは、単なる個別事案の弾劾ではなく、甲H号証を含む同省作成証拠全体に対する信用性の弾劾である**（同省が質問権行使により抗告人から入手したコンプライアンス宣言関連文書から不都合な箇所を間引き・加工

して証拠提出した悪質な立証活動も判明している。抗告理由書160頁～178頁)。さらに、同省が虚偽の陳述書を組織的に捏造してまでして本件解散命令請求に及んだ事実こそは、本件が国家権力による宗教弾圧事件であることを示す象徴的事象であることから、抗告人は、裁判所に対し、本件解散命令請求自体の正当性及び社会正義を問うたのである。にもかかわらず、虚偽捏造が白日のもとに明らかになった4名に限定して矮小化し、国家権力の横暴による不正行為を隠蔽した原審の態度は、およそ公正な裁判とは言えない。

(3) 明らかに不合理・恣意的な判断

原決定は、「最初に結論ありき」の解散命令を正当化するため、随所で著しく不合理で恣意的な判断を行っており、その不公正さは目に余るものがある。

ア 甲F95号証(●●●事件)

原決定(111頁～113頁)は、原告が献金時に意思能力がなかったと主張した不当利得返還請求訴訟(甲F95)で、相反する2つの診断書が存在し意思能力の有無について争いがある中、抗告人が1200万円支払いで和解したのは、「抗告人が、受訴裁判所から意思能力を喪失していたとの心証の開示を受けたか、意思能力を喪失していたとの原告の主張を争うことが困難であると自ら判断したからこそ、上記和解に応じたと考えるのが合理的である。」などとし、「この事案の訴訟物は、不法行為や使用者責任に基づく損害賠償請求権ではないものの、抗告人が、平成26年1月以降、意思能力を喪失した原告から、少なくとも1200万円という多額の献金を受け取っている事実を照らせば、抗告人の信者により不法行為に該当する不相当献金等勧誘行為が行われた可能性が相応に認められ、かつ、抗告人に対して献金がされ、抗告人の実質的な内部組織であ

る信徒会（上記第2の3（3）イ参照）の関係者とされる信者が利害関係人として和解金の支払債務の債務者となっていることからすれば、抗告人に使用者責任が成立する可能性も相応に認められるというべきである。」とした。同事件原告は平成27年1月27日付診断書（乙Q1）で「正常、認知症ではない」と診断され、原告側提出に係る「認知症」診断書でさえ同年4月20日付けの作成であるから、「平成26年1月以降意思能力を喪失した」（上記下線部）という上記認定は根拠のない誤りであるが、そもそも、原告側が不法行為を主張していない不当利得返還請求事件であるのに、被告側が返金に応じて和解をすると、どうして不法行為の可能性が相応に認められることになるのか、不合理極まりない。抗告人の信者が当該原告に意思能力がないことを知りながら献金を受け取ったのでない限り、不法行為の成立は認められないはずであるが、かかる認識を示す証拠もなければ主張もないのである。にもかかわらず、「コンプライアンス宣言後の損害を盛る」という目的のために、同事案を無理矢理に不法行為と構成して解散命令の根拠に加えた原審のやり方は恣意的であり、著しく不公正である。

イ 甲G844号証（●●事件）

原決定（119頁～120頁）は、

なお、抗告人は、別紙4の示談一覧表の対象者番号112番の事案（甲G844）につき、当該事案の請求者（対象者でもある。）の代理人弁護士が作成した抗告人に損害賠償を求める通知書（甲G844の1）には、抗告人の信者に欺罔・脅迫されて献金等出捐金を交付させられたなどの記載があるところ、これは、当該弁護士が、請求者自身の主張や認識に基づかない虚偽の事実を捏造して記載したものであると主張する。そして、抗

告人は、これを裏付ける証拠として、当該請求者が、令和7年5月9日、知人である原告人の現役信者らに対し、弁護士に「脅された」と言った覚えはないなどと話している録音データ（乙Q28の1）及びその反訳書（乙Q28の2）を証拠提出する。しかしながら、同反訳書（乙Q28の2）によれば、当該現役信者らは、当該請求者が現在も親しく交流している知人であることが認められるところ、当該請求者が、録音されていた会話において、当該現役信者らとの摩擦や軋轢を避けるため、当該現役信者らに対し、弁護士に話した内容について事実と異なる内容を述べた可能性を否定できない。したがって、当該録音データ（乙Q28の1）を根拠として、上記通知書（甲G844の1）に虚偽の事実が記載されているということは困難である。というが、これも著しく不合理で恣意的である。

通知書（甲G844の1、以下「●●通知書」）には、●●の献金が原告人の信者らに「脅迫」され、あるいは「欺罔」された結果であるとの主張が多数記載されているが（7頁7行目、8頁4行目、10頁9行目、12頁7行目～8行目、14頁12行目、18頁8行目等）、●●は、自分の意思ではなく、娘に連れられて全国弁護士の渡辺博弁護士の事務所に連れて行かれて委任をさせられたのであり、信仰に反対する娘による拉致監禁や献金返金訴訟を迫られることを危惧する内容の文書（甲G844の2）を書いていたのである。現に被害認識など持っていなかった●●は、令和7年5月9日、娘が旅行に行ったタイミングを見計らい、親しく交流を続けていた現役信者の●●●●●と●●●●●を誘い、●●宅に集まって宿泊会を行うことを自ら提案し、宿泊会が開かれたのである。そこでなされた●●の話しによれば、以下の通りの事実が確認できる（乙Q2

8の1：会話録音データ、乙Q28の2：反訳書1頁下から11行目～9行目、2頁7行目～10行目、同頁18行目～22行目、3頁4行目～6行目、同頁19行目～4頁1行目、同頁4行目～9行目、同頁16行目～19行目、同頁26行目～27行目、5頁19行目、同頁24行目～6頁6行目)。

- ・ 最初に全国弁連の渡辺博弁護士のもとへ相談しに行ったのは●●の娘
- ・ 娘は渡辺弁護士と会い、話をある程度固めてきてから●●を誘った
- ・ ●●の金銭を「返してもらいたい」と請求するように至ったのは、娘が「もうお母さん、こんなことやったらだめ」というような話をしてきたことが原因
- ・ ●●が渡辺弁護士に話したのは、いつ、どのくらいの金額の金員を出捐したかという事実のみ
- ・ ●●通知書には「脅迫」されたという主張が記載されているが、そもそも●●は●●通知書自体を読んだことがなく、「脅迫」と書かれていることも宿泊会の日まで知らなかった。●●は渡辺弁護士に対して、抗告人に対して批判的な人が話すような話は一切述べておらず、「脅迫」されたということも一言も述べていない。
- ・ ●●は「抗告人に解散してほしい」などとは思っていない。
- ・ ●●は抗告人ないし信者らが「宗教迫害」に遭っていると認識している。
- ・ ●●通知書に記載された内容を聞き、●●は渡辺博弁護士の側に何らかの「ノウハウ」あるいは「マニュアル」があり、自身が述べたことにマニュアル的内容が付け加えられたのではないかと感じた。

同録音を聴くと、そこで交わされている会話は、親しい間柄の仲でなされたごく普通の会話であることが分かる。原決定は、「当該請求者が、録音されていた会話において、当該現役信者らとの摩擦や軋轢を避けるため、当該現役信者らに対し、弁護士に話した内容について事実と異なる内容を述べた可能性を否定できない。」などというが、●●においては、何かを隠し立てするようなそぶりも、言い籠るようなところもなく、所々に笑いも交え自然に本音で話をしていることが窺える。特に、●●は、「脅されて」とは一言も言った覚えがない旨2度にわたって繰り返し、弁護士の側に何らかの「ノウハウ」があるのではないかと自分の方から言い、弁護士が書いたものも見っていないと断言しているのである。そもそも、抗告人の信者から脅迫・欺罔されて献金被害に遭ったというのが真実であれば、自分から現役信者らに声を掛けて宿泊会を開く提案をするはずもない。●●は文鮮明師夫妻の言葉を書き写す「書写」というイベントに友人の石川を勧誘するほど熱心な信仰を持っていて（乙Q28の2：反訳書2頁下から6行目～末行）、信仰の友である●●や●●ら信者仲間との交流を楽しんでいたのである（乙Q28の3：写真、1枚目の1番右が●●）。そのような●●が抗告人に対して献金の返還請求を行ったのは、娘に言われたからであって、本人に被害認識などない（乙Q28の2：反訳書1頁下から11行目～9行目、2頁18行目～22行目、3頁4行目～6行目、同頁26行目～29行目）。●●自身が述べる通り、献金返還要求は娘が金員を欲したことが原因なのである（乙Q28の2：反訳書3頁26行目～29行目）。しかも、●●通知書を作成したのは全国弁連幹部である渡辺博弁護士であるところ、同弁護士は、●●●●●事件において原告●●の代理人となって●●のノート、通帳の手書きメモ、取引履歴上の

手書きメモ、陳述書等の意図的に捏造された虚偽の証拠を裁判所に多数提出した前歴を有する弁護士なのである（抗告理由書「第3・5(2)」、乙B8の2）。

抗告人主張書面(2)180頁～184頁において、上記各証拠を引用しながら事実経緯等を詳細に指摘していたにもかかわらず、原決定は、「当該請求者が、録音されていた会話において、当該現役信者らとの摩擦や軋轢を避けるため、当該現役信者らに対し、弁護士に話した内容について事実と異なる内容を述べた可能性を否定できない。」という勝手な憶測によりこれを排斥したのであり、不当であることこの上ない。本人が肉声で語る直接証拠及び状況証拠が揃っていても、頑なに虚偽捏造事実を認めないとは如何なる料簡であろうか。原審は、何が何でも、文部科学省と全国弁連の虚偽捏造行為を認めたくないのであろうが、著しく不公正な裁判とは正にこのことである。

ウ 全く理由にならない証拠評価

原決定（119頁）は、

また、抗告人が、上記ア～ウの事案につき、原告や請求者の主張立証の信用性を争う根拠として挙げる証拠（その主要なものは、別紙3-1の本件和解一覧表、別紙3-2のその他の和解一覧表、別紙4の示談一覧表の各「備考」欄に〈個別反証〉と付記して記載したとおりである。）の中には、対象者が抗告人において活動している様子を撮影した写真、対象者が作成した感想文、対象者が他の信者らと交わしたLINEのメッセージ、対象者において献金が純粋な信仰心に基づき自由意思によって行ったものである旨を記載した文書等が含まれるが、いずれも断片的なものにとどまり、ともに提出されている陳述書等の他

の証拠と併せてみても、これらの証拠をもって、不法行為の成立を否定することは困難である。のみならず、抗告人は、民事訴訟等の件数を減少させるため、①礼拝、式典での証し文や写真等を残す、②信仰の証となるような文書（日常のありのままの信仰生活、感謝、喜びに関する感想文等）を残す、③献金が信仰に基づき任意に行われたことを示す契約書を残すといった対策を執っていたのであるから（上記1(2)ア(イ)b）、証拠として提出されている上記写真等も、こうした対策の一環として作成されたものである可能性があり、そうであるとすれば、紛争の発生を予期して作成されたものであるから、その証拠力には限界があるといわざるを得ない。

として、抗告人有利の証拠力が限定的であると言いながら事実上排斥しているが、これなども著しく不合理で恣意的な証拠評価である。

まず、「紛争の発生を予期して作成された証拠の証拠力には限界がある」という論理には絶対に肯んずることはできない。この論理を敷衍すると、世の中の契約書は、特に弁護士がレビューする場合などは、全てある程度紛争の発生を予期して作成されるものであるから、全て証拠力に問題があることになってしまう。証し文や感想文などは、本人の思いをそのまま記すものであり、他人が内容を指図する性格のものではない。これは、原決定自身が「日常のありのままの信仰生活、感謝、喜びに関する感想文等」と指摘しているところである。まして、信者仲間の間で日常的に交わされるLINE等のメッセージについては言うまでもない。また、抗告人が証拠として提出した写真は、儀式・式典、信者間の私的交流の場などで撮影されたものであり、そこに「作為」「やらせ」など介入する余地はない。抗告人が万一に備えてそれらを残すことを推奨したからといっ

て、どうして証拠力が限定・否定されなければならないのか、難癖としか言いようがない。文科省及び全国弁連による虚偽捏造証拠に対する態度（上記(2)、(3)イ)に見られるのとは180度異なる露骨な「ダブル・スタンダード」を用いた上記証拠評価は、不公正裁判の極みというべきある。

3 裁判所から差別的扱いを受けた当事者の無力感・絶望感

裁判所から、悪意の教義解釈による辱めを受け、事実でも証拠でも酷く差別的な扱いをされ、証拠裁判主義・自由心証主義に反し「裁判の基本構造」から逸脱した不当な事実認定をされた結果、死刑宣告を言い渡された抗告人とその信徒らが受けた無力感・絶望感が如何ほどのものであるかを想像されたい。しかも、密室の非公開裁判手続きによってである。これでは、公正な裁判を受けたと納得が行くはずもない。この21世紀に「魔女狩り裁判」があって良いのであろうか。

4 補足

東京高裁は、令和8年3月31日、抗告人が行った許可抗告申立を却下した。「裁判の基本構造を逸脱した」という指摘について、最高裁判所に判断を委ねたくなかったのであろう。しかし、許可抗告申立理由書（資料1の1、2）で指摘した内容は、**司法の根幹に関わる重大な問題**であり、特別抗告理由書「第6」のみならず、「第4」（本主張書面「第1」を含む）及び「第5」の主張とも密接に関連することから、当審においてはこの問題に正面から向き合っていただきたい。

以上